

令和5年度

横手市農地利用最適化推進施策等に関する
意見書

横手市農業委員会

貴職におかれましては、日頃から農業の振興に対しご尽力を賜ると同時に、農業委員会活動に多大なるご理解、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は2年以上が経過してもなお、感染の波が繰り返され、未だ終わりは見えません。これに加え、ロシア軍のウクライナ侵攻は、世界の社会情勢に大きな混乱をもたらしており、日本経済にも燃油や物資の価格高騰、肥料や飼料の不足など、各方面に大きな影響を及ぼしています。

このように社会不安を増す出来事が頻発しているなか、昨今盛んに「食料安全保障」が論じられておりますが、これについては、現在の食料・農業政策を抜本的に見直し、農地・担い手の確保や国内の食料自給率の増進、農業生産の増大を図るチャンスであるとも捉えられます。

農業を取り巻く現状は、農業従事者の高齢化や減少、米価の低迷、生産資材の高騰、農地の荒廃や有害鳥獣被害の拡大など、厳しさを増しておりますが、当市の農業については2020年の農業産出額が7年連続県内トップとなるなど、県やJAとの連携強化を図り、収益を落とさずに生産性を高める体制の構築や、農地の集積による規模拡大や法人化、複合経営の強化といった、市の進める様々な取り組みの成果が着実に現れております。

当農業委員会におきましても、「農地等の利用の最適化の推進」を図るべく、農地パトロール体制の強化や意見交換会の開催など、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、様々な取り組みを推進しております。

つきましては、農業の担う役割の重要性が見直されているなか、本市農業の更なる振興を図るため、農業者の代表機関として、農業・農村に関する諸問題などについて意見をまとめましたので、令和5年度の施策の立案や所要の予算措置に反映いただきたく、農業委員会に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見を提出いたします。

令和4年11月10日

横手市長 高橋 大 様

横手市農業委員会
会長 飯野 正和

1 生産資材等価格の高騰への対策について

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰、予断を許さないウクライナ情勢などにより、その多くを海外からの輸入に依存する肥料をはじめとした、生産資材等の価格高騰が止まるところを知りません。

これにより、農家の経営は圧迫されつつあり、今後、先行きの不透明感から離農する農家が増加し、当市の基幹産業である農業の衰退を招きかねない事態であると、大変危惧しております。

国からは燃油や肥料に対する高騰対策が既に示されており、県および当市におかれましても支援策を検討されていることと思いますが、農家の不安を解消し、将来の営農に対する意欲を失うことのないよう、適時・的確な対策を講じていただくことを要望します。

2 水田活用の直接支払交付金の取り扱いに対する慎重な対応について

国では、主食用米の転作助成の柱である水田活用の直接支払交付金の要件を厳格化し、今後5年間で一度も水張りが行われない農地を交付対象から外す方針を示しています。

当市の農業にとって稲作は基幹となるものでありますが、これまでも農家は国の米政策に基づき、地域の特色や特性を生かした作付け転換を推進し、地域農業の振興・農地の保全に大きく貢献してまいりました。

そうした中での今回の要件厳格化は、国産米の需要減少と米価下落により、大変な苦境に立たされている生産農家に、更なる追い打ちをかけるおそれがあり、交付対象水田から除外されることで、営農意欲の衰退を招き、離農者や耕作放棄地が増大するなど、地域農業への深刻な影響が懸念されています。

地域の農業振興や生産現場の実情に配慮し、農家が希望をもって営農に取り組めるものになるよう、要件厳格化によって生じる課題に対する新たな支援等について、各方面への強い働きかけを要望します。

3 地域の担い手や後継者となる新規就農者への支援体制と人材確保に向けた取り組みの強化について

農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業就労人口の減少が深刻な課題となっているなか、当市においては、横手市園芸振興拠点センターにおける研修制度をはじめ、様々な就農支援が功を奏し、着実に新規就農者を輩出しております。

地域の担い手や後継者でもある新規就農者が、安心して農業に取り組み、早期に自立出来るよう、農地や農業用機械の継承、先輩農業者からの栽培技術や販売ルートの助言・指導、就農形態に応じた各種補助制度の周知や活用など、包括的な支援の拡充を要望します。

また、継続的な新規就農者確保のため、中学生、高校生など若い人たちが、農業に対する関心を高め、ひとつの職業として考えて頂けるよう、農業のクリエイティブな面や可能性などの魅力を発信する取り組みを要望します。

4 農地転用許可に係る開発計画の確実な実施について

住宅事情の多様化などにより、当市においても大規模な開発行為と、これに伴う農地の転用が行われておりますが、施工業者や年度の違いによる施工区分界に、農道や水路の未施工地が残されている箇所があります。

こうした箇所は維持・管理者が曖昧となり、周辺と比べ環境面や利便性を損ねておりますので、解消に向けた取り組みの実施と、開発行為時においては、未施工地が残らないような指導の徹底を要望します。

5 女性農業者が働きやすく、暮らしやすい農業・農村の環境整備について

女性の基幹的農業従事者の数は減少してきているものの、認定農業者数や農業法人の女性役員が増加するとともに、農業委員や農協役員にも女性の登用が一定程度すすんでおります。

しかしながら、農村においては家事や育児は女性の仕事という認識が依然として強いことから、女性農業者の地域農業への参画には、「男女の意識改革」や「健康上の不安（体力的にきつい）」、「技術習得・栽培面での悩み」など様々な課題があります。

地域の活性化を担っている「女性農業者の活躍」を再認識し、女性が意欲的に農業に取り組み、その能力を最大限発揮できるよう、休憩室の整備など働きやすい環境づくりへの支援に加え、家族経営協定の締結推進と女性認定農業者の育成強化を要望します。

6 人・農地など関連施策の見直しに伴う体制の整備について

国では農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めることを目的に、「人・農地プラン」を法定化しております。

この中で市町村は、農用地を農業上の利用が行われる区域と保全等・林地化を進める区域に整理し、農業上の利用が行われる区域においては、1筆ごとに出し手・受け手の意向を反映した「地域計画（目標地図）」を、令和6年度までに作成することとされております。

国では、この「地域計画（目標地図）」の素案作成を農業委員会が主体となって進めることとしておりますが、本市における農地面積や筆数、脆弱な事務局体制などから考えても、全く現実的なものではありません。

つきましては、当該計画の策定期間内完成に向けた、県を含めた各関係機関ワンチーム体制の整備と、必要な人員及び予算の確保について要望します。

また、併せて保全等を進める区域における、多様な自然環境を有する本市の実情を踏まえた活用法について、早期に検討を進めるよう要望します。

7 有害鳥獣被害対策のための予算確保と捕獲体制強化への支援について

有害鳥獣による被害は、年を経るごとに深刻化し、特に近年はイノシシによるものの増加により、地域農業の維持・発展における大きな懸念材料となっております。また、イノシシは豚熱の発生源となることでも知られており、被害をいっそう悪化させる恐れがあります。

本市においては、農作物等獣害被害防止対策事業を創設するなど、対策に力を注いでいただいていることは理解しておりますが、更に取り組みが強化されるよう、関連予算の拡充を要望します。

また、地域の狩猟者の高齢化が進むなか、次の世代の狩猟者を幅広い人材から確保・育成するための諸施策の実施や、捕獲活動および体制整備に関する取り組みの強化を要望します。